

担い手の皆様に対する新しい税制の特例措置についての大切なお知らせ

※担い手とは、認定農業者と一定の集落営農組織です。



この度、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策に係る交付金等について、新しい課税の特例措置が19年度から認められます。

この特例措置により、品目横断的経営安定対策の交付金等を受領した担い手の方が、この交付金等を経営発展のための準備金として積み立てた場合、その積立分について必要経費（損金）に算入することができます。

また、積み立てた準備金を取り崩して、農業用固定資産（農用地・農業用機械等）を取得した場合、**圧縮記帳（圧縮額を損金に算入）**することができます。

交付金等を受領する方で、上記の税制特例を受けようと思う担い手の方は、**次のような税務上の手続が必要**となります。

- ① 20年の確定申告（19年分の所得）は青色申告で行うことが必要です。このため、**19年3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出**する必要があります。
- ② その際、**19年1月以降の事業について、所定の帳簿で記帳**する必要があります。

※詳しくは、大分農政事務所にご相談ください。

担い手に対する新たな税制特例

（農業経営基盤強化準備金の創設）

交付金等※1を準備金※2として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できます。

さらに、5年以内に当該準備金を取り崩して、農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には、**圧縮記帳※3**できます。

注：交付金等を受領する人で、税制特例を受けようと思う担い手の方は、次のような税務上の手続が必要となります。

20年の確定申告（19年分の所得）は青色申告で行うことが必要です。このため、**19年3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税**

務署に提出する必要があります。その際、**19年1月以降の事業について、所定の帳簿で記帳**する必要があります。

※詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。

※1 品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）の導入に伴う交付金等。

※2 準備金とは、将来見込まれる多額の支出や損失に備えて積み立てる金額。

※3 圧縮記帳とは、取得資産について一定額まで帳簿価額を圧縮し、その圧縮額を必要経費（損金）に算入することによって、その額について課税所得が生じないようにする手法（実質非課税）。

□：準備金積み立て

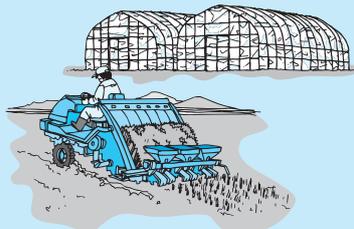


準備金の積立

交付金等を準備金に積み立てた場合、当該積立額は

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

（積み立てない場合は課税）



農業用固定資産の取得

準備金を取り崩して農業用固定資産を取得した場合、その取崩額の範囲内で**圧縮記帳**

交付金を投資に振り向け、経営発展！

注：5年間固定資産を取得しなかった場合には、1年目の積立金を6年目に取り崩し、当該取崩額に課税されます。

問い合わせ 農政課振興係 TEL0978@1111 内線252

大分農政事務所地域第一課（宇佐） TEL0978@1344